

## 「志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書」の改定について

県、志賀町、富来町及び北陸電力(株)は、安全協定第9条に定める連絡すべき事象以外の事象についても連絡すべきものを拡大することとして、平成15年7月17日に「志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書」を締結し、運用してきた。

この間、国において、国への報告事項の明確化することを目的に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等が改正され、平成15年10月1日付けで施行された。この法令改正との整合性をとる必要があること及び運用実績等を踏まえ、本覚書を改定することとした。

### (1) 改定の概要

基本的には従来と変わるものではなく、事象の追加等を行ったものであり、主な改定内容は以下のとおりである。

原子力発電所の出力が変動する事象として、発電機出力が変動する事象に加え、原子炉出力が変動する事象を追加した。

原子炉冷却材を閉じこめる配管等の点検において、その配管が継続して使用できるかどうかを評価する場合の取り扱いを追加した。

原子炉内及び格納容器内において、定期検査等で当初予定していないような大掛かりな作業が必要になった場合の連絡を追加した。

(2) 運用開始の日：この覚書の改定については、本日3月11日より運用を開始する。

改定覚書：<http://atom.pref.ishikawa.jp/連絡基準覚書H160311.pdf>

平成16年3月11日  
原子力安全対策室  
(直通)076(225)  
1465  
(県庁内線)4234